

令和8年度ふくしま若者Uターン促進プロジェクト事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度ふくしま若者Uターン促進プロジェクト事業業務

(2) 委託業務概要

進学や就職などを契機に県外に転出した首都圏在住の本県出身者のうち、25～35歳をメインターゲット※に、都内での大規模交流イベントや、大規模交流イベントと連動したイベントの開催やコミュニティ運用を通して、改めて本県と関わる機会や同世代とつながる機会を提供し、将来的なUターンを促進することを目的とする。

※転職や結婚・子育て等のライフステージを考える25～35歳の層を設定

※本事業共通の対象者は、「首都圏に在住する20～30代の福島県出身者」

(3) 業務仕様

別紙「令和8年度「ふくしま若者Uターン促進プロジェクト事業業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」とする。)のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(5) 委託先選定数

1者

2 見積限度額

34,325,000円(消費税及び地方消費税込み)

3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和8年2月20日(金)
質問受付期限	令和8年3月4日(水) 17時00分
質問に対する回答期限	令和8年3月6日(金) 17時00分
参加申込書の提出期限	令和8年3月11日(水) 17時00分
企画提案書等の提出期限	令和8年3月13日(金) 17時00分
プロポーザル審査会	令和8年3月24日(火)(予定)
選定結果の通知・契約締結	令和8年4月上旬以降

4 プロポーザルに係る事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は、代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者要件についても同様に扱う。

- (1) 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (5) 募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）である者。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (7) 県税を滞納している者でないこと。
- (8) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第 1 号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 3 月 4 日（水） 17 時 00 分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第 1 号様式）により、「12 担当課（問合せ先・提出先）」へ電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問】「ふくしま若者 U ターン促進プロジェクト事業」とし、送付した旨を当課に連絡すること。なお、電話による質問には応じない。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、ふくしまぐらし推進課のホームページで令和8年3月6日(金) 17時00分までに公表します。

6 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、公募型プロポーザル参加申込書（第2号様式）を以下により提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

また、提出を行った場合は、その旨、「12 担当課（問合せ先・提出先）」へ電話にて連絡すること。

(1) 提出期限 令和8年3月11日(水) 17時00分まで(必着)

(2) 提出方法 電子メール

(3) 提出先 福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書（第2号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月13日(金) 17時00分まで(必着)

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式でA4版とする）

※仕様書（案）の内容及び下記9(5)の審査基準を踏まえ、効果的な事業実施に向けたポイントを端的に明記すること。

イ 見積書（任意様式、A4版）

ウ 事業者概要書（第3号様式）

エ 業務実施体制書（第4号様式）

オ 担当者経歴書（第5号様式）

(3) 提出方法及び提出部数

以下の方法で紙媒体又は電子データで提出すること。

ア 紙媒体で提出する場合

- ・ 正本1部、副本6部を持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までに行うこと。ただし、提出期限当日は17:00時までとする。
- ・ 郵送の場合は、郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。

イ 電子データで提出する場合

- ・ 提出期限までに（2）ア～エを1つのPDFファイルにまとめた電子データを以下の方法で提出した上で、電話により送付した旨をお知らせください。

提出方法：作成したPDFファイルを「ファイル転送サービス Giga File（ギガファイル）便」にアップロードし、発行されたダウンロード用のURL及びパスワードを電子メールで以下メールアドレスまで送信。（メールの送信から到達までにタイムラグがある場合があるので、余裕を持って提出すること。）

※提出先メールアドレス: ui-turn@pref.fukushima.lg.jp

※ファイル転送サービス Giga File 便: <https://gigafile.nu/>

(Giga File 便による提出ができない場合)

令和8年3月11日(水) 17時00分までに、

電話 024-521-8023 にご連絡ください。

・なお、提出期限については持参の場合と同様とし、メールの到達をもって提出がなされたものと見なす。

・CD-ROMやUSB等の電子媒体による提出は認めない。

(4) 提出場所 福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

8 企画提案書の内容

企画提案書は、仕様書(案)に基づき、次の事項に注意して作成すること。

(1) 仕様書(案)の委託業務内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。

(2) 仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

イ 提出書類に不備があった場合

ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

エ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

オ 本募集要領に違反すると認められる場合

カ その他、福島県があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

ア 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求める場合がある。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 本事業は、福島県議会における令和8年度予算の承認を前提としていることから、予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

本プロポーザル参加者による企画提案を受け、県はプロポーザル審査会において、これを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 開催日

令和8年3月24日（火）（予定）

開催時間や場所については、参加申込書の提出があった者に対して、別途通知する。

(3) 開催形式

オンライン（Zoomを使用）

URLについては、参加申込書の提出があった者に対して、別途通知する。

(4) 開催方法

ア 審査会での対応は3名以内とする。

イ 審査会は、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行う。

ウ 審査会におけるプレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後の質疑応答について10分程度で実施する。

エ 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書等のみとし、説明のために資料を追加して提出することはできない。

(5) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
1 事業目的の理解度	・事業目的に合致した提案であるか。	5
2 参加者募集	・想定する参加者数が確保できるような具体的な集客計画が提案されているか。 ・LP や WEB 広告等を活用した効果的な集客手法が提案されているか。	20
3 都内での大規模交流イベントの開催	・福島の魅力を再認識し、参加者同士の交流を深めるための効果的な企画・運営方法が提案されているか。	25
4 大規模交流イベントと連動したイベントの実施	・Uターンに向けて、本格的な検討や行動変容への動機づけにつながる効果的なイベントの建付けや企画内容、運営方法が提案されているか。	20
5 コミュニティ形成	・コミュニティ形成に関する効果的な企画や運営方法、運営体制が具体的に提案されているか。	15
6 運営能力その他	・業務全体の統制や人員配置、連絡体制等を含め企画内容を実施する体制等が適切か。 ・適切な実施スケジュールが設定されているか。	10
7 経費	・企画内容に対して妥当な見積額か。	5
合 計		100

(3) 最低基準

上記(2)に基づき各審査委員が審査した評点の合計点の6割を最低基準点とし、評点の合計が最低基準点に満たない提案事業者は契約候補者とししない。

(4) 結果通知等

審査結果は、全てのプロポーザル参加者に書面で速やかに通知する。

また、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の評点(契約候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ)は県ホームページで公表する。

なお、電話、ファックス、電子メール等による問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

契約候補者が提出した企画提案書の内容について、契約候補者とふくしまぐらし推進課で協議の上、仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。

なお、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

イ 契約金額の決定

契約金額は仕様確定後、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

ウ その他

契約候補者とふくしまぐらし推進課との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議する。

11 公正なプロポーザルの確保について

- (1) 本プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 本プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の本プロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 本プロポーザル参加者は、委託契約候補者の決定前に、他の本プロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 本プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 担当課(問合せ先・提出先)

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 (本庁舎5階)

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課 担当:阿部

電話 024-521-8023 E-mail ui-turn@pref.fukushima.lg.jp